

## 蟹江町広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蟹江町（以下「町」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 町の資産への広告掲載は、民間企業との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ ウェブページ

ウ 公の施設、公用車その他の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題についての主義主張が含まれるもの

(5) 個人又は法人の名刺広告

(6) 美観風致を害するおそれのあるもの

(7) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(8) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、募集方法、掲載料、掲載期間その他の広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体の種類ごとに当該広告媒体を所管する所属の長が定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は公募によるものとする。ただし、町長が必要と認めるものにあつては、広告代理店に当該広告の募集に係る業務を委託することができる。

(審査機関)

第7条 広告掲載の可否等を審査するため、蟹江町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、政策推進室長、総務部長、民生部長、産業建設部長、政策推進課長及び総務課長をもって構成する。

3 委員長は、政策推進室長をもって充てる。

4 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(広告掲載された封筒等の寄付の受け入れ)

第9条 第3条から前条までの規定は、広告掲載された封筒等の寄付の受け入

れについて準用する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。